

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	高齢者世帯等生活応援給付金給付事業	<p>① 長期に渡り物価高騰が続き食費をはじめとした様々な支出が増加する中、その影響が特に大きい低所得の高齢者世帯等に対し給付金を給付することで、低所得の高齢者世帯等の生活の安定と福祉の推進を図る。</p> <p>②③ 高齢者世帯等生活応援給付金 18,000千円 ・対象世帯見込1,800世帯×10,000円 時間外勤務手当 400千円 消耗品費 60千円 印刷製本費 580千円 通信運搬費 695千円 手数料 250千円 複写機使用料 154千円</p> <p>④ 基準日(令和7年11月1日)において中標津町の住民基本台帳に登録されている者で構成し、申請の日において現に中標津町に居住している市町村民税非課税世帯で以下のいずれかに該当する世帯。 (1)高齢者世帯 65歳以上の者のみで構成される世帯、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯 (2)障がい者世帯 身体障害者手帳1・2級(内部障がい3級)、療育手帳A判定、精神保健福祉手帳1級の者が属する世帯 (3)ひとり親世帯 児童扶養手当法第4条に規定する母子家庭及び父子家庭等の世帯 (4)生活保護世帯 生活保護法による保護を受けている世帯</p>	R7.12	R8.3
2	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護・障がい福祉サービス提供体制維持支援事業	<p>① エネルギー・食料品価格等の高騰が続くなか、国が定める公定価格により運営する介護・障がい福祉サービスを提供する事業所においては、訪問や送迎などの車両燃料費、施設の食料費や光熱水費などの高騰に伴い、運営に必要不可欠な経費が増加している一方で、利用者負担への転嫁が困難なことから、運営に打撃を受けている状況にあるため、事業所に対しその負担を軽減する支援を行うことで、継続的に必要となる良質なサービス提供体制を維持する。</p> <p>②③ 介護・障がい福祉サービス提供体制維持支援金 15,463千円 (車両への支援) 25,000円/台、(通所・入所定員への支援) 通所系・短期入所系 12,000円/人、入所系 23,000円/人</p> <p>【積算】          &lt;&lt;介護サービス事業所&gt;&gt; 計11,253,000円          訪問系(16事業所) 車両支援25,000円×59台=1,475,000円          通所系(8事業所) 車両支援25,000円×29台=725,000円、定員支援12,000円×171人=2,052,000円          短期入所系(1事業所) 車両支援25,000円×2台=50,000円、定員支援12,000円×10人=120,000円          入所系(9事業所) 定員支援23,000円×297人=6,831,000円          &lt;&lt;障がい福祉サービス事業所&gt;&gt; 計4,210,000円          訪問系(1事業所) 車両支援25,000円×3台=75,000円          通所系(11事業所) 車両支援25,000円×33台=825,000円、定員支援12,000円×180人=2,160,000円          入所系(1事業所) 定員支援23,000円×50人=1,150,000円</p> <p>④ 町内の介護・障がい福祉サービス事業所等</p>	R7.4	R8.3
3	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育施設等物価高騰対策支援事業	<p>① 北海道が実施する保育施設等への物価高騰支援(社会福祉施設等物価高騰対策事業、私立学校等物価高騰対策支援事業)に関し、対象施設によって支援額単価に差異がある点を踏まえ、同等の支援となるように町が補填するとともに、北海道が実施する給食原材料費支援事業の支給対象外施設に支援を行う(職員分は除く)事で、保育施設等のサービス提供体制の維持を図る。</p> <p>②③ 保育施設等物価高騰対策支援金 1,420千円 (光熱水費支援) 幼稚園型認定こども園に対し 2,850円/人×認可定員 小規模保育施設に対し 3,800円/人×認可定員 (給食原材料費支援) 小規模保育施設に対し 2,000円/人×利用定員</p> <p>【積算】          幼稚園型認定こども園(4施設) 光熱水費支援2,850円×435人=1,239,750円          小規模保育施設(2施設) 光熱水費支援3,800円×31人=117,800円          給食原材料費支援2,000円×31人=62,000円</p> <p>④ 町内の保育施設等</p>	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費高騰対策事業	①④ 長期に渡り物価高騰が続く中、学校給食に係る食材費の高騰も続いており、学校給食を提供する児童・生徒の保護者負担とならないため、食材費高騰を給食費への価格転嫁を行わないよう、臨時交付金を食材費高騰分(教職員分は除く)に充当する。 ②③ 賄材料費 30,748千円 (積算) 令和7年度の賄材料費支出見込額:131,709,000円(A) 給食費負担金(物価高騰前の単価据え置き):100,961,000円(B) 物価高騰影響額(A-B)=30,748,000円	R7.4	R8.3
5	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育給食費高騰対策交付金事業	①④ 長期に渡り物価高騰が続く中、町立保育園に係る給食を提供する児童の保護者負担とならないため、食材費高騰を給食費への価格転嫁を行わないよう、臨時交付金を食材費高騰分(職員分は除く)に充当する。 ②③ 賄材料費 255千円 (積算) 賄材料費の増額見込額:682,000円(A) 賄材料費のうち園児分の割合:67.2%(B) 園児のうち3歳以上児の割合(給食費を徴収する割合):55.7%(C) 物価高騰影響額(A×B×C)=255,275円	R7.4	R8.3
6	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	町内事業者物価高騰対策支援事業(国のR6補正予算分)	① エネルギー価格の上昇や物価高騰の影響を受けている町内事業者に対し、町内消費喚起により事業継続を支援するため、町内事業者におけるキャッシュレス決済に対する還元事業を実施する。 ②③ 手数料 52千円 借上料 33千円 委託料 51,807千円 (内訳)還元ポイント費用49,000千円 ・町内に本社が所在する事業者:ポイント還元率25%(2,500円上限)⇒還元総額24,500千円程度で積算 ・町外に本社が所在する事業者で、中標津町商工会員である事業者:ポイント還元率20%(2,000円上限)⇒還元総額24,500千円程度で積算 事務経費及び広告宣伝費 2,807千円 ※うち国のR6補正予算分として還元ポイント費用48,000千円を当事業に計上。 ④ 本町に事業所又は店舗を有し、次のいずれかに該当する事業者 ・町内に本社が所在する事業者 ・町外に本社が所在する事業者で、中標津町商工会員である事業者	R7.9	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	町内事業者物価高騰対策支援事業(国のR7予備費分)	① エネルギー価格の上昇や物価高騰の影響を受けている町内事業者に対し、町内消費喚起により事業継続を支援するため、町内事業者におけるキャッシュレス決済に対する還元事業を実施する。 ②③ 手数料 52千円 借上料 33千円 委託料 51,807千円 (内訳)還元ポイント費用49,000千円 ・町内に本社が所在する事業者:ポイント還元率25%(2,500円上限)⇒還元総額24,500千円程度で積算 ・町外に本社が所在する事業者で、中標津町商工会員である事業者:ポイント還元率20%(2,000円上限)⇒還元総額24,500千円程度で積算 事務経費及び広告宣伝費 2,807千円 ※うち国のR7予備費分として還元ポイント費用1,000千円を当事業に計上。 ④ 本町に事業所又は店舗を有し、次のいずれかに該当する事業者 ・町内に本社が所在する事業者 ・町外に本社が所在する事業者で、中標津町商工会員である事業者	R7.9	R8.3
8	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策高等学校通学費支援事業	① エネルギー価格上昇により通学費に大きな負担が強いられる保護者世帯の負担軽減を図るため、中標津町市街地から離れた高校に通う一定距離以上の通学距離の子どもがいる家庭へ支援を行う。 ②③ 通学費補助金 14,300千円 ・対象生徒毎にバス利用回数券相当額、及び自家用車送迎往復燃料費相当額の見込を算出し積算(対象生徒数:87名) ④ 中標津農業高等学校に通う通学距離片道6km以上の路線バス及び自家用車送迎通学生徒の保護者	R7.4	R8.3
9	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道料金等物価高騰対応支援事業(食料品価格高騰対応)	① 長期に渡り物価高騰が続き食料品価格が上昇する中、飲用水にあたる水道水の生活者負担軽減を目的として、水道料金・簡易水道使用料の基本料金を3か月分減免するものとし(公共施設は除く)、減免分に係る経費を一般会計繰出金として水道会計・簡易水道会計へ繰り出す分に重点支援地方交付金を充当する。 ②③ 一般会計繰出金 66,101千円(水道料金・簡易水道使用料の減免相当額) (内訳) 家庭用:水道46,709,436円+簡水3,275,661円 団体用:水道5,220,600円+簡水858,000円 営業用:水道4,094,475円+簡水436,011円 営農用:水道594,000円+簡水4,912,875円 ※食料品特別加算分は上記のうち飲用水にあたる家庭用49,985,097円にのみ充当 ④ 町民、町内事業者	R8.1	R8.3
10	-	No.1令和6年度住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業、子育て世帯臨時特別給付金給付事業(令和6年度非課税世帯)、定額減税調整給付金給付事業のうち令和6年度住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業、子育て世帯臨時特別給付金給付事業(令和6年度非課税世帯)において、住民税課税者の被扶養親族のみで構成される世帯に対しそれぞれ給付金を給付し、物価高騰対策として幅広く低所得の世帯の方々の生活を維持する。	① No.1令和6年度住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業、子育て世帯臨時特別給付金給付事業(令和6年度非課税世帯)、定額減税調整給付金給付事業のうち令和6年度住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業、子育て世帯臨時特別給付金給付事業(令和6年度非課税世帯)において、住民税課税者の被扶養親族のみで構成される世帯に対しそれぞれ給付金を給付し、物価高騰対策として幅広く低所得の世帯の方々の生活を維持する。 ②③ 【令和6年度住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業に係る分】 被扶養親族世帯57世帯×30千円 【子育て世帯臨時特別給付金事業(令和6年度非課税世帯)に係る分】 被扶養者のみ世帯に属する18歳以下の子ども的人数6人×20千円 ④ 令和6年度住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業、子育て世帯臨時特別給付金事業(令和6年度非課税世帯)における住民税課税者の被扶養親族のみで構成される世帯	R7.4	R7.10